

平成26年11月26日

(一社) 長崎県建設業協会 殿

国土交通省 九州地方整備局

公務員倫理規程遵守に係る協力依頼について

平素より、国土交通行政にはご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

国家公務員が利害関係者から贈与・接待等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招く行為を禁止することを目的として、平成12年4月に「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」が施行されていますが、官民間で健全なコミュニケーションを行なっていくためには、皆様にも同法の理解を深めて頂きたいと思っております。

この度、九州地方整備局において、改めて同法及び同規程の遵守を職員に周知徹底するにあたり、九州地方整備局職員の利害関係者となり得る業界関係者に対する協力要請をお願いすることになりました。

ついては貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう、添付資料をご参照の上、改めて国家公務員倫理法及び倫理規程について、貴会傘下企業に対し、周知いただきたくお願い申し上げます。

<添付資料>

「国民の皆様の8つの疑問にお答えします」

<参考：国家公務員倫理審査会ホームページ>

<http://www.jinji.go.jp/rinri/index.htm>

<問い合わせ先> 代表電話 092-471-6331

国土交通省九州地方整備局総務部人事課企画係 内線2266